

事 務 連 絡
平成 2 7 年 2 月 4 日

各
都道府県
指定都市
中核市
政令市
特別区

保健衛生施設等整備費担当課 御中

厚生労働省健康局総務課指導調査室

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱について

平素より大変お世話になっております。

標記交付要綱の一部が改正され、平成 2 7 年 2 月 3 日から適用することとなりましたので、別添のとおり送付いたします。

なお、交付要綱の P D F ファイル及び一部様式のエクセルファイルについては、厚生労働省ホームページ（下記 U R L 参照）に掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

よろしくお願いいたします。

【 U R L 】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/hoken-eisei/index.html

【厚生労働省ホームページトップからのアクセス方法】

ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 健康 ＞ 保健衛生施設等の整備

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局総務課指導調査室

施設係長 山下 雄生

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5253-1111（内線 2322）

E-mail : yamashita-yuuki@mhlw.go.jp

厚生労働省発健0203第3号
平成27年2月3日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 市長
中 核 市 市 市長
政 令 市 市 市長
特 別 区 区 市長 } 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成27年2月3日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表 (案)

別添

下線部分は改正部分

改正後	現行
別紙 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱 昭和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚生省 発 健 医 第 1 7 9 号 最終改正 〔厚生労働省発健 0 2 0 3 第 3 号〕 平 成 2 7 年 2 月 3 日 1 ～ 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業 ((24) 、 (25) の 2) 、 (26) の 2) 、 (31) 、 (31 の 2) については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 1 1 年法律第 1 1 7 号) 第 8 条第 1 項に基づき選定し、同法第 1 4 条第 1 項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業 (以下「PFI 事業」という。) を含む。) を交付の対象とするものとする。 (1) ～ (30) (略) (31) 平成 1 6 年 3 月 2 9 日健発第 0329002 号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業 (31 の 2) 平成 1 6 年 3 月 2 9 日健発第 0329002 号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、市町村 (一部事務組合を含む。) 及び医療法第 7 条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第 8 条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費	別紙 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱 昭和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚生省 発 健 医 第 1 7 9 号 最終改正 〔厚生労働省発健 0 4 0 8 第 5 号〕 平 成 2 6 年 4 月 8 日 1 ～ 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業 ((24) 、 (25) の 2) 、 (26) の 2) 、 (31) 、 (31 の 2) については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 1 1 年法律第 1 1 7 号) 第 8 条第 1 項に基づき選定し、同法第 1 4 条第 1 項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業 (以下「PFI 事業」という。) を含む。) を交付の対象とするものとする。 (1) ～ (30) (略) (31) 平成 1 6 年 3 月 2 9 日健発第 0329002 号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備事業 (31 の 2) 平成 1 6 年 3 月 2 9 日健発第 0329002 号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」により、市町村 (一部事務組合を含む。) 及び医療法第 7 条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第 8 条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費

改正後	現行
用に対する都道府県の補助事業 (31の3) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「<u>感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市、中核市、政令市及び特別区が設置する保健所が行う設備整備事業 (32) ～ (39) (略) 4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。 ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) (略) (2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 ア からカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、<u>(31の3)</u>、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(37の2)及び(38)の設備整備事業 イ～カ (略) 以下略	用に対する都道府県の補助事業 (32) ～ (39) (略) 4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。 ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) (略) (2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 ア からカまでの合計額を交付額とする。 ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(37の2)及び(38)の設備整備事業 イ～カ (略) 以下略